

予防接種の自己負担額について（带状疱疹・高齢者の肺炎球菌感染症）

予防接種の実施主体である市町村は、接種を受けることを希望する方に対して、接種を受ける体制を整える必要があり、その際に、低所得者を除き実費を徴収することができます。

本市においては、被接種者の負担軽減を図るため、接種費用の一部を助成していることから、被接種者の自己負担額について、石狩市社会福祉審議会条例第2条の規定に基づき諮問します。

1. 带状疱疹の予防接種について

①概 要

国は、令和7年4月1日から、带状疱疹を予防接種法のB類疾病に位置付けるとし、定期接種の対象者等に関する具体的な規定の整備を進めています。

②定期接種の対象者

イ. 65歳以上の方

ロ. 60歳以上65歳未満の方であって、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方

※5年間の経過措置を設け、65歳を超える方については、5歳年齢ごと（70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳）を対象とする。なお、100歳以上の方については、令和7年度に限り全員を対象とする。

③本市における自己負担額（案）

接種費用の内、自己負担額を3割（100円未満切り捨て）と定める。

※接種費用は、診療報酬単価及びワクチン価格を基に設定しているため、年度によって変動する可能性があります。

ワクチンの名称	乾燥弱毒生水痘ワクチン ビケン	乾燥組換え带状疱疹ワクチン シングリックス
種 類	生ワクチン	不活化ワクチン
接種回数	1回	2回
標準接種費用（参考）	8,860円	22,060円×2回
自己負担（3割）	2,600円	6,600円×2回
市負担（7割）	6,260円	15,460円×2回

2. 高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種について

①概 要

65 歳の方を対象に平成 26 年 10 月 1 日から B 類疾病として定期接種化されました。その際、66 歳以上の方に対しても 1 回の接種機会を提供するため経過措置が設けられ、平成 31 年 3 月 31 日までの間、各年度に 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳となる方が（平成 26 年度に限って 100 歳以上の方も）接種対象となりました。この経過措置は、さらに 5 年間延長され、令和 6 年 3 月 31 日に終了しています。

②定期接種の対象者（令和 6 年 4 月以降）

イ. 65 歳の方

ロ. 60 歳以上 65 歳未満の方であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方

③本市における自己負担額（案）

定期接種開始時（平成 26 年）に、近隣他市を参考に接種費用 7,000 円の内、5 割（3,500 円）を自己負担と設定しました。その後、診療報酬の改定等により、接種費用は変動していますが、自己負担額は据え置いています。

今回、新たに定期接種に追加される带状疱疹と同様に、B 類疾病であり、予防接種の機会が 1 回であることから、自己負担額の考え方についても同様となるよう変更します。

（変更案）接種費用の内、自己負担額を 3 割（100 円未満切り捨て）と定める。

※接種費用は、診療報酬単価及びワクチン価格を基に設定しているため、年度によって変動する可能性があります。

【例】令和 6 年度の接種費用で比較した場合

	変更前		変更後
接種費用	7,500 円	接種費用	7,500 円
自己負担	3,500 円	自己負担	2,200 円
市負担	4,000 円	市負担	5,300 円

【参考】A 類疾病：人から人に伝染することによるその発生及びまん延を予防するため、又はかかった場合の病状の程度が重篤になり、若しくは重篤になるおそれがあることからその発生及びまん延を予防することを目的（接種の努力義務あり）

B 類疾病：個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防に資することを目的（接種の努力義務なし）